

町内の動勢

40年6月1日現在

総人口11,586人

男5451人 女6135人

世帯数3257戸



No. 7

昭和40年

6月10日

蒲生町役場

子どもといっしょに楽しく

家庭の日 毎月
第三日曜日

六月二十日

青少年の健全育成は、先ず家庭にあると考へられま

す。すべての家庭が、円満

で情意に満ちた家庭であれ

ば、問題児、非行児は生

れないと思ひます。このよ

うな意味あいから、今年の

五月から毎月第三日曜日を

「家庭の日」と定めて、ど

の家庭においても、この日

だけは青少年を中心とした

家族だんらの一日として

お店も、仕事も、休みにす

るか、早じまいにして楽し

い一日を子供と一しよに過

して頂くようお願いします

尚、「家庭の日」は次の事

例の一つでも取りあげて実

行いたしましょう。

◎みんなで一年の計画を話

しあいましょう。

◎夕食後ゲームで楽しみま

しょう。

◎家庭内の仕事はみんなで

分けあい 協力しましょう

◎家族みんなで夕食を共に

し、笑顔で話しあいまし

ょう。

◎みんなで野外にでかけ、

自然に親しみましょう。

◎栄養を高め、健康に気を

つけましょう。

◎規律正しい生活をしまし

よう。

◎海水浴や山登りにそろう

て、でかけましょう。

◎家族同志仲よくし、相互

に感謝しあいましょう。

◎よそに行つてゐる家族に

は手紙を出しましょう。

◎みんなでスポーツを楽し

みましょう。

◎家族そろつて読書に親し

みましょう。

◎みんなが一日のうち一つ

でも、よいことをしまし

よう。

◎家族みんなで夕食を共に

しょう。



明るく正しい選挙を……

◎今度の参院選挙で選挙さ

れる議員の数は地方区二人

全国区五十人、とほかに欠

員二人の補欠選挙も同時に

行われます。

蒲生町議会

常任委員の

新メンバー決まる

五月二十六日開かれた第

二回臨時町議会で、先の補

欠選挙で当選した福田馨君

の議席を七番に指定したの

ち、任期満了による常任委

員を改選した結果次のとお

り決まった。

△総務委員会

◎前村 明 ▲福田 馨

桑幡景治 山下繁道

国生文夫 外園勝美

脇田勇吉

△文教厚生委員会

◎大脇為清 ▲新野胤次

萱原次徳 大迫藤次

木原一夫 永島ミヨ

△建設経済委員会

◎中島吉一 ▲吉元 爾

村尾輝男 下萩原亨

伊地知正臣 池田 章

湯之原春雄

◎選挙の重要性を考え棄権

することのないよう仕事着

のままで先ず、投票からす

ませましょう。

◎投票用紙、全国区：白色

用紙に赤刷、地方区：鶯色

用紙に黒刷であり、地方区

の投票を先にいたしますの

で間違ひのないようにお願

いします。

◎投票の時間は、午前七時

から午後六時まで町内十三

ヶ所投票所で行います。

◎止むを得ない事情のため

投票当日不在の人は告示

（六月十日が告示です）の

日から投票日の前日（七月

三日）の間、毎日午前八時

三十分から、午後五時まで

不在者投票が出来ます。（

土曜、日曜でも出来ます）

◎代理投票、身体故障又

は文盲のため自分で候補者

の氏名を書けない人は代理

投票が出来ますので、投票

管理者に申出て下さい。

明るく正しい選挙を推進

しましょう。

本年は国民参政七五周年、

普通選挙四十周年、婦人参
政二十周年と日本の民主制
度確立にとって記念すべき
年です。このときにあたり
現在のような腐敗した選挙
をいつまでも続けておりま
すと民主主義の根底がゆら
ぎ私たちの将来に大きな悔
を残すこととなります。そ
こで買収供応その他の選挙
違反をなくする運動に御協
力下さいまして、七月四日
の参議院議員通常選挙こそ
明るく正しい選挙を実現し
明るく豊かな暮らしを築き
ましょう。

投票日は 7月4日…参議院議員

この一票

人のさしずは受けません

蒲生町選挙管理委員会、明るく正しい選挙推進協議会

四十年度も中小企業者、低所得者属の税負担軽減の方向で税制改正が行なわれました。今般の改正によれば、所得税の場合、夫婦子供二人の標準世帯で青色事業所得者であれば、年所得四五二、八八八円までは無税（改正前三九一、五四六円）となりますので、十六各種控除の改正

％税度の負担軽減が図られる計算となるようです。（数字はいずれも平年度ベース）

主な改正点は次のとおり

一、国 税

（一）所得 税

各種控除額の引上げ（次表参照）

基礎控除	改正前	改正後
配偶者控除	十二万円	十三万円
扶養控除	十一万円	十二万円
十三才以上	五万円	六万円
十三才未満	四万円	五万円
控除対象配偶者がいない場合一人	七万円	八万円
青色二十才以上	十五万円	十八万円
専従者	十二万円	十五万円
控除額	九万円	十二万円
白色		

所得	改正前	改正後
十万円以下の金額	百分の二十	百分の二十
十万円を越える金額	百分の三十五	百分の三十五
二十万円	百分の四十	百分の四十
五十万円	百分の五十七	百分の五十七
百 万 円	百分の六十	百分の六十
二百五十万円	百分の七十五	百分の七十五
五百万円	百分の八十五	百分の八十五
一千万円	百分の九十	百分の九十
二千万円	百分の九十五	百分の九十五
三千万円	百分の九十八	百分の九十八
五千万円	百分の九十九	百分の九十九

40年度の税制改正

（二）法人税

税率を三七％（改正前三八％）に引下げ、更に中小法に対する税負担軽減のため、年所得三百万円以下の部分の税率を三一％（改正前三三％）に引き下げる。

二、県税関係

（一）個人県民税 障害者、未成年者等に対する非課税範囲を二十二万円（改正前二十万円）に引き上げる

（二）法人県民税 法人税割の税率を五、五％（改正前五、四％）に引き上げる。

これは法人税の税率引下げによる減収を補うためのもので実質的な引上げではありません。

（三）個人事業税 事業主控除額を二十四万円（改正前二十二万円）に引上げる

（四）自動車税 自家用乗用車等に対する税率引上げと納税方法等の改正、税率が五％引き上げられた、納税は陸運事務所に於いて登録申請をした際に、県が発行する証紙によって、納税することになった。

三、町税関係

（一）所得控除

所得控除第一順位の扶養親族七万円、第二順位以下三万円（改正前第一順位の扶養親族四万円、第二順位以下三万円）に引上げる。

（二）所得割の税率改正 準拠税率を標準税率に改正（次表参照）

（三）個人町民税の非課税の範囲

障害者、未成年者、老年者又は寡婦に対する非課税範囲を二十二万円（改正前二十万円）に引き上げる。

（四）電気ガス税の免税点 電気については四百円にガスについては五百円（改正前いずれも三百円）に引き上げる。

（五）軽自動車税 四輪以上の乗用軽自動車の税率を四千五百円（改正前三千円）に引き上げる。

以上が四十年年度税制改正の要点ですが、このほか住民税の課税方式の統一化給与所得控除の引上げ等があります。この結果、国税においては、所得税を中心に、一九三億円の減税、地方税においては二三〇億円の減税が見込まれています。

補充選挙人名簿の

調製方法の改正について

補充選挙人名簿の調製については従来選挙執行の都度登録の申請期間を定め期間内に申請した者に限り、補充名簿に登録されていたのでありすが本年四月三十日付けをもって、公転選挙法の一部が改正され（昭和四十年法律第四十九号）五月一日から登録申請により選挙の際には選挙管理委員会において申出者の資格調査（年令、住居要件、欠格事項等）を行い登録することになりました。従いまして選挙の際には補充選挙人名簿登録申請期間はありませんので次の点に御留意下さい。

一、選挙権を有する人で現に効力を有する選挙人名簿に、もれている人はいつでも申出をすることが出来ます。

二、他の市町村より転入された人は転入届と同時に申出をすることが出来ます。

三、その年内に満二十才に達する人は前もって申出をしておくことが出来ます。

四、登録の資格は選挙の公示又は告示の前日まで申出をした人で、公示又は告示の日で登録要件を具備している人に限ります。

五、申出のためにする選挙人名簿の閲覧はいつでも出来ます。

若し以上に該当する人がありましたら一日も早く登録申出をすませて下さい。

蒲生町選挙管理委員会

10回目を迎える 国勢調査

●国勢調査のねらい
今年の十月一日には、国勢調査が実施されます。国勢調査は大正九年以来五十年に一回行なわれ、今回で十回目を迎えることになりました。国勢調査は、全国都道府県市町村の人口の大きさや構成を明らかにし、国の政治や行政はもとより、都道府県や市町村の行政に直接役立つ資料を得るために行なわれるものです。

調査の結果は、たとえば雇用、教育、住宅、社会保障、環境衛生、交通などの対策や議員定数の決定、財政需要額の算定などに欠くことのできない資料として用いられます。

住民登録法施行13周年

梅雨上がりの、むしろ
した暑い日にわたしは生ま
れました。
あしたは半夏生という日
生まれた時としては、あま
り快適な季節ではなかった
ようです。
しかし、市町村の切なる
願望によって、わたしは誕
生したのです。
日本人にとって、忘れよ
うとしても決して忘れるこ
とのできない、あの終戦後
の混沌の時代に、いわば、
いきあたりばったりの行政
を進めてきた市町村は、経
済が復興し、民
心が安定するに
つれて、いよ
／＼本腰で、住
民福祉のために
恒久的な施策を
ひつ提げて、行
政を推し進めて
いく必要に迫ま
られつゝあつた
のであります。
そのためには
どうしても人と
物についての正
確な資料が必要
なのでした。

このことを逸早く感じた
全国市町村の戸籍事務担当
者は、一丸となって、全国
的な組織である協議会を通
して、再三住民登録法の制
定を法務省に要望しました
こうして、数年後の昭和
二十七年わたしの誕生とい
う運びになった訳でありま
す。
住民票と戸籍附票
住民登録は、住民票と戸
籍附票という二つの台帳に
分かれています。
住民票は、町内に住んで
いる人を一つの世帯毎に登
録し、部落毎にまとめてあ
ります。
戸籍附票は一つの戸籍毎
に、戸籍と同じ順序で氏名
を記載しその人の住んでい
る所が記入されます。つま
り、蒲生町に戸籍のある人
は、日本の何処に住んでい
ても、その住所が判る仕組
みになってゐる訳です。
住民登録法は皇族と外国
人には適用されません（戸
籍法は日本に住む外国人に
も適用されています）
町はどう利用しているか
住民票に登録された人を

戸籍は、人の身分関係を
公証する唯一の台帳であり
ます。これにひきかえ、住
民票は人の住所関係を公証
する唯一の台帳といわれて
います。
いづれも、謄本や抄本と
いう形で利用されているの
ですが、どのような方面に
利用されているのか、また
昭和三十年から現在までど
のくらい発行されたか、第
三表にまとめてみました。
この表でお判りのように利
用数が飛躍的に増加してい
ますが、これは官公庁、会

社、学校等でどん／＼利用
されるようになったからで
これからはますます／＼ふえて
いくことでしょう。
届出は早目に
住民票は、住民の実態、
つまりありのまゝの姿が台
帳の上に写し出されている
ければならないのですが、
もしも他町村から転入して
きた人、町内で転居した人
或は変更（世帯主の変更な
ど）のあった人などが届け
をせずに放っておかれると
前に述べたような利用面に
支障を生ずることになりま
す。
そこで、届出は
必ず十四日以内にし
て下さい。
これは住民登録法に定め
られた期間ですが、この
期間を過ぎてからの
届出は過料に処せら
れますので充分御注意下
さい
悪用は困る
小学校や中学校は教育委
員会で決められた区域内に
住所のある人でなければ登
校を許されませんが、これ
を逆に自分の希望する学校
にいくために、その学校の
区域内に架空の住所をこし
らえて届出をする人があり
ます。これは全く住民登録
法の悪用ですから、絶対に
おやめ下さい。

男女別に集計して部落別の
人口を、更にそれ等を集計
して町全体の人口を出しま
す。
昭和二十八年からの人口
の移りかわりの状態は第一
表のとおりであります。が、
これ等の数字は行政の基礎
資料として、いろ／＼な面
で使われているのです。
また、このほかにもどんな
ところに使われているかを
第二表にまとめてみました
この表に挙げてある事務は
すべて住民票を基にして進
められていくのです。
こまかい説明は省きます
が、このほかにもまだ利用
されていることをお含み願
えれば幸いです。

みなさんは
どう利用されて
いるか。
戸籍は、人の身分関係を
公証する唯一の台帳であり
ます。これにひきかえ、住
民票は人の住所関係を公証
する唯一の台帳といわれて
います。
いづれも、謄本や抄本と
いう形で利用されているの
ですが、どのような方面に
利用されているのか、また
昭和三十年から現在までど
のくらい発行されたか、第
三表にまとめてみました。
この表でお判りのように利
用数が飛躍的に増加してい
ますが、これは官公庁、会

わたし
の誕生日は
七月一日

第3表 住民票謄抄本交付
枚数及び利用面

年次	枚数	利用面
30	102	1. 財産の登記
31	242	2. 自動車運転免許 の取得
32	352	3. 失業保険の受給
33	1,110	4. 入 学
34	1,152	5. 就 職
35	1,988	6. 国民年金の受給
36	1,428	7. 生活保護の適用
37	1,721	8. 社会保険の受給
38	1,802	9. 赴任手当の受給
39	2,372	10. 自動車の登録
40	2,668	11. 家畜商免許取得
1. いづれも 4月から3月まで の1年分を計上した 2. 公用のものは省いてあり ます		

第2表

年令	行 事 名	適 用 範 囲	時期
1才	1. 定期種痘 2. ジフテリア定期予防接種 3. 百日咳予防接種	生後 2ヶ月～12ヶ月 生後 3ヶ月～ 6ヶ月 生後 3ヶ月～ 6ヶ月	12月 5月8月 11月
2才	1. 百日咳予防接種 2. ジフテリア定期予防接種	定期予防接種後 12ヶ月～18ヶ月	5月8月 11月
3才	腸チブス又はパラチブス 定期予防接種	生後36ヶ月～48ヶ月	4月
4才	1. 定期種痘 2. ジフテリア定期予防接種 3. 就学児童調査	小学校入学前6ヶ月 以内 同上 満6才の者	12月 11月 11月
5才	1. 成人調査 2. 国民年金被保険者資格調 査	満20才になった者 同 上	1月 1月
6才	定期腸チブス又はパラチブ ス予防接種	4才時の接種後毎年	5月
7才	選挙人名簿の調製	満20才以上の者	9月
8才	老令年金支給開始	満65才以上になつ た者	
9才	老令福祉年金支給開始	満70才になった者	1月
10才	敬老会招待	満80才以上の者	7月

第1表 住民登録人口推移

年次	男	女	計
28	7,504	7,765	15,269
29	7,502	7,719	15,221
30	7,632	7,845	15,477
31	7,535	7,788	15,323
32	7,527	7,837	15,364
33	7,353	7,780	15,133
34	7,281	7,619	14,900
35	7,220	7,634	14,854
36	6,534	7,070	13,604
37	6,215	6,882	13,097
38	5,977	6,670	12,647
39	5,783	6,438	12,221
40	5,565	6,234	11,799

木材は森林組合へ

発展する組合木材市場

組合の木材市は、毎月川東林業試験場前の市場で開かれていきます。開設以来五十七回の市場を開催し、三十九年度は材積八、五四二石金額で二、八七三万円の売上をいたしました。最近山主の方々が木材販売に対する知識の向上によって市場の利用がふえ、毎回盛大な市場が開かれるようになりました。これは、森林組合の経営上最も重要な事業でありこれを通じて山主の経済性をたかめ、売りまわりのない正しい販売をいたしているのではありません。組合は山林の生産販売を委託によって行うことを原則としておりますが、ときには、業者と同じように買取りを、せざるを得ないこともあります。

組合員も組合も共に喜びあえることになりました。稔りの田圃を稲刈りもせず、青田売りをする人はありません、山での立木販売は売りと同じであります。そこで市場へ搬入して長さ別、太さ直材、曲材別に区分して入札保証金をつんだ資格のある業者が、自分のほしい材を競争入札して落札する市場方法をとっています。又当日入札が安値の場合は元落として売らず次回にまわしたり特売をしたりして常に山主の側に立った販売をしております。代金の精算は、入札完了後十日となっていては、特に急ぎの方には予定価格の八割の限度で前渡の相談にも応じ皆様の便宜を計っています。現在組合は、立派な集運材機と熟練した人夫を持つて皆様の要望にいつでもこたえられるよう待機しています。山売りは断然有利で安心してまかして頂ける組合を御利用下さい。

○スギハダニ駆除用薬剤が入荷いたしました。現在スギハダニが発生しておりますので自分の山を調査され、被害をうけている場合はすぐ薬剤を散布して下さい。杉の幼令樹が赤くさびついたような状況の場合はダニの害と思われるので森林組合へ届けて下さい。薬剤を無料で差上げます。尚薬剤受取りの場合は被害地の字、地番を調べ印鑑を御持参下さい。

行政相談委員に

山口正志氏任命

行政管理庁は国の行政などについて、不平や不満をもっている人たちのために、その苦情を聞き、相談を受け、その解決にあたっています。行政相談委員は行政管理庁長官が民間の有識者の中から、地域の事情に明るく、信重がありしかも行政の民主化に熱意をもっている方を委嘱しています。四十年度の委員に西部落の山口正志氏が任命されました。山口氏は、いろいろなことに不平や不満のある方は気軽に相談されるようお知らせします。

役場事務分担表

6月1日付の人事異動に伴ってこのように変わりました

町長 小山田政弘

課 務 総		助 役 竹内正		役 場 事 務 分 担 表		町長 小山田政弘	
総務課長 西村 通 総務係長 竹内 慶一 文書係長 馬渡 義次				6月1日付の人事異動に伴ってこのようにかわりました			
		税 務 課 課長 別府民夫 税務係長 石神堅男 税務調査係 伊地知季春		民 生 課 課長 税所篤誠 保健衛生係長 一人 大脇 雄 福祉係長 厚地鎮雄 保育所 保		会 計 収入役 尾之上豊二 係長 福元正行	
						農 業 構 造 改 善 事務局 次長 山田 庸	
建 設 課 課長 森重次盛 土木係長 金丸邦善 建築係長 瀬之口澄天 水道係長 野村豊兼 排水係長 中村節夫						議 会 事 務 局 局長 谷口真次	
		經 済 課 課長 萩原一男 係長 上原生義 畜産技術員 村長秀義 茶業技術員 越中茶鳥		住 民 課 課長 松山 巖 係長 田上 魁 相談室長 中 栄 和 博		林 務 課 課長 桑木正志 係長 森 雅照	
						農 委 事 務 局 局長 黒川三男	
						選 挙 管 理 委 員 会 書記長 西 村 通	
				監 査 委 員 公平委員 竹内慶一		教 育 委 員 会 教育長 安楽 光章 庶務課長 木上 凡士 社会教育主事 野 喬 努 社会教育課長 前 野 努 社会教育課長 酒 野 努	

香奠返し寄附金

左記の方から香奠返しとして御寄附を頂きました。一般に公表して深く感謝申し上げます。尚御芳志は社会福祉のために有意義に使用させていただきます。

金五、〇〇〇円	中原上 原田 裕	金二、〇〇〇円	辻下 鎌田 ウメ
金五、〇〇〇円	追中 森重 ウメ	金二、〇〇〇円	追中 恒吉タツエ
金一、〇〇〇円	宮脇 瀬崎 鉄盛	金一、〇〇〇円	北下 山田 ミツ
金一、〇〇〇円	八幡 伊地知季俊	金三、〇〇〇円	米丸上 上脇 武雄
金一、〇〇〇円	西 竹内 実孝		

編集後記

六月にはいり夏の陽気です。皆様の町広報も八十回を数えますが新年度第一回の発行にあたり「町広報は町の行政を町民の皆様へ正しく伝へ正しく理解してもらおう」と云う趣旨を果す目的で懸命です。私達のよりよき広報紙に育てるために、明るい話題、苦しい体験或いは又町政に対する御批判なり振って御投稿されんことを期待いたします。